

各 位

平成 18 年 5 月 12 日



代表者名 代表取締役社長 山田清實
(コード番号 8133 東証第 1 部)
問合せ先 IR 広報室長 高橋博美
(TEL03-5436-9356)

定款の一部変更に関するお知らせ

平成 18 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 22 日開催予定の第 46 回定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)ならびに会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 号)および会社計算規則(同第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたのに伴い、以下の理由により、定款を変更するものであります。

株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう変更案第 15 条(参考書類等のインターネット開示)を新設するものであります。

取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録により承認を行うことができるよう変更案第 18 条(取締役会)第 2 項を新設するものであります。

上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正および移設など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

- (2) 当社の事業内容の多様化に対応するため、第 2 条に定める目的の追加を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 18 年 6 月 22 日
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 22 日

(別紙) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (商 号)</p> <p>当社は伊藤忠エネクス株式会社と称し、 英文ではITOCHU ENEX CO.,LTD.と綴る。</p> <p>第 2 条 (目 的)</p> <p>当社は次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1 . 石油および石油加工品ならびに石油副 製品一切の販売</p> <p>2 . 高圧ガスの製造販売およびその他燃料 一切の販売</p> <p>3 . 消火器、その他防火用具・住宅設備機 器等の機器ならびに自動車用品・部品の 販売</p> <p>4 . コンビニエンスストアの経営</p> <p>5 . 米穀・一般穀類、飲食品、酒類、塩、 煙草、郵便切手および収入印紙、衣料品、 日用雑貨品、家具製品、スポーツ用品、 貴金属製品、装飾品、玩具、書籍等の販 売</p> <p>6 . 化学薬品、<u> </u>毒物劇物、医療 機器、電子部品、肥料・園芸用品等の販 売</p> <p>7 . 燃焼機器(ガスコンロ・石油ストーブ・ 給湯器等)、家庭用電気製品、化粧品、 医薬部外品の製造および販売</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (商 号)</p> <p>当社は伊藤忠エネクス株式会社と称し、 英文ではITOCHU ENEX CO.,LTD.と綴る。</p> <p>第 2 条 (目 的)</p> <p>当社は次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1 . 石油および石油加工品ならびに石油副 製品一切の販売</p> <p>2 . 高圧ガスの製造販売およびその他燃料 一切の販売</p> <p>3 . 消火器、その他防火用具・住宅設備機 器等の機器ならびに自動車用品・部品の 販売</p> <p>4 . コンビニエンスストアの経営</p> <p>5 . 米穀・一般穀類、飲食品、酒類、塩、 煙草、郵便切手および収入印紙、衣料 品、日用雑貨品、家具製品、スポーツ 用品、貴金属製品、装飾品、玩具、書 籍等の販売</p> <p>6 . 化学薬品、<u>工業用薬品</u>、毒物劇物、医 療機器、電子部品、肥料・園芸用品等 の販売</p> <p>7 . 燃焼機器(ガスコンロ・石油ストーブ・ 給湯器等)、家庭用電気製品、化粧品、 医薬部外品の製造および販売</p>

現 行 定 款	変 更 案
8 . 自動車およびその整備機器、給油所機器、容器・メーター、事務用機器等の販売および斡旋ならびにリース業	8 . 自動車およびその整備機器、給油所機器、容器・メーター、事務用機器等の販売および斡旋ならびにリース業
9 . 自動車の買取販売、修理、整備業、板金塗装業	9 . 自動車の買取販売、修理、整備業、板金塗装業
10 . 上記9 . に関する業務のノウハウおよび設備機器の販売ならびにリース業	10 . 上記9 . に関する業務のノウハウおよび設備機器の販売ならびにリース業
11 . 自動車関連のフランチャイズチェーン店の加盟店募集および加盟店の指導業務	11 . 自動車関連のフランチャイズチェーン店の加盟店募集および加盟店の指導業務
12 . セメント、セメント製品、建材類の販売	12 . セメント、セメント製品、建材類の販売
13 . プラスチック・発泡スチロールのリサイクル事業にかかわる溶解剤・溶解機器等およびリサイクルプラントの建設販売	13 . プラスチック・発泡スチロールのリサイクル事業にかかわる溶解剤・溶解機器等およびリサイクルプラントの建設販売
14 . <u>ライターその他の喫煙具、筆記具、文具等ならびにカイロ、点火棒の製造および販売</u>	14 . <削 除>
15 . 金型、治具、切削工具等の精密機器・ガラス製品の製造・加工および販売	14 . 金型、治具、切削工具等の精密機器・ガラス製品の製造・加工および販売
16 . 前各号中に掲げる各種製品・器具類の輸出入業務	15 . 前各号中に掲げる各種製品・器具類の輸出入業務
17 . 損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務および各種代理業	16 . 損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務および各種代理業
18 . 不動産の売買、賃貸借、仲介ならびに管理	17 . 不動産の売買、賃貸借、仲介ならびに管理
19 . 飲食店、スポーツ・文化施設および駐車場の経営ならびに旅行代理店業	18 . 飲食店、スポーツ・文化施設および駐車場の経営ならびに旅行代理店業
20 . 建設工事の設計、施工、監理および請負	19 . 建設工事の設計、施工、監理および請負

現 行 定 款	変 更 案
<p>21. 給排水、管、住宅設備機器設置等の工事</p> <p>22. 貨物自動車運送業およびその配達請負</p> <p>23. 情報処理・提供その他の情報サービス業</p> <p>24. 有価証券の保有、売買および運用ならびに為替取引</p> <p>25. 電気事業法に基づく電力の販売</p> <p>26. ガス事業法に基づく、一般ガス事業、簡易ガス事業、大口ガス事業</p> <p>27. 水道法に基づく専用水道設備の販売</p> <p>28. 前各号に付帯関連する一切の業務</p> <p>第3条（本店の所在地） 当社は本店を東京都目黒区に置く。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p><u>第4条（公告の方法）</u> 当社の公告は電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p><u>第5条（当社が発行する株式の総数）</u> 当社が発行する株式の総数は3億8千7百25万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>20. 給排水、管、住宅設備機器設置等の工事</p> <p>21. 貨物自動車運送業およびその配達請負</p> <p>22. 情報処理・提供その他の情報サービス業</p> <p>23. 有価証券の保有、売買および運用ならびに為替取引</p> <p>24. 電気事業法に基づく電力の販売</p> <p>25. ガス事業法に基づく、一般ガス事業、簡易ガス事業、大口ガス事業</p> <p>26. 水道法に基づく専用水道設備の販売</p> <p>27. 前各号に付帯関連する一切の業務</p> <p>第3条（本店の所在地） 当社は本店を東京都目黒区に置く。</p> <p><u>第4条（機関の設置）</u> 当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。</p> <p><u>第5条（公告方法）</u> 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p><u>第6条（当社の発行可能株式総数）</u> 当社の発行可能株式総数は3億8千7百25万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p><u>第7条（株券の発行）</u> 当社は、その株式に係わる株券を発行する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第6条（自己株式の取得）</u> <u>当社は商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p><u>第7条（1単元の株式の数および単元未満株券の不発行）</u> <u>当社の1単元の株式の数は、100株とする。</u> <u>当社は、1単元の株式の数に満たない株式（以下単元未満株式という）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p><u>第8条（基準日）</u> <u>当社は毎営業年度末の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）に記載または記録された議決権のある株主（実質株主を含む。以下同じ）をもって、その期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> <u>前項の外必要がある場合には、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p><u>第9条（名義書換代理人）</u> <u>当社は株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人およびその取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u> <u>当社の株主名簿および株券喪失登録等は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取請求の取扱、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p style="text-align: center;"><削 除></p> <p><u>第8条（単元株式数および単元未満株券の不発行）</u> <u>当社の単元株式数は、100株とする。</u> <u>当社は、単元株式数に満たない株式（以下単元未満株式という）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p><u>第9条（株主名簿管理人）</u> <u>当社は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第10条（株式取扱規程） 当会社の株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取請求の取扱、その他株式に関する諸手続および手数料は取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>第11条（株主総会招集の時期および招集____） 当会社の定時株主総会は毎年6月に招集する。 前項の外必要のある時は随時に臨時株主総会を招集する。株主総会は法令に別段の定めある場合を除き取締役会の決議に基づいて社長がこれを招集する。社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定める順序により他の取締役が招集する。</p> <p>第12条（株主総会の議長） 株主総会の議長は社長がこれに当たる。社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定める順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第13条（議決の方法） 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定める場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>第10条（株式取扱規程） 当会社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ)の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取請求の取扱、その他株式に関する諸手続および手数料は取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第11条(基準日) <u>当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することが出来る株主とする。</u></p> <p>第12条（株主総会招集の時期および招集権者） 当会社の定時株主総会は毎年6月に招集する。 前項の外必要のある時は随時に臨時株主総会を招集する。株主総会は法令に別段の定めある場合を除き取締役会の決議に基づいて社長がこれを招集する。社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定める順序により他の取締役が招集する。</p> <p>第13条（株主総会の議長） 株主総会の議長は社長がこれに当たる。社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定める順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第14条（議決の方法） 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定める場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>商法343条第1項の規定による株主総会の決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれを行う。</p> <p>株主は当会社の議決権のある他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>第4章 取締役および取締役会 第14条（取締役の員数および選任） 当会社の取締役は12名以内とし、株主総会において選任する。</p> <p>取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席して、その議決権の過半数をもってする。</p> <p>取締役の選任決議は累積投票によらない。</p> <p>第15条（取締役の任期） 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし補欠選任された取締役の任期は前任取締役の任期満了の時までとし、増員により選任された取締役の任期は他の現任取締役の任期満了の時までとする。</u></p>	<p>会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、『<u>議決権を行使することが出来る株主</u>』の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれを行う。</p> <p>株主は当会社の議決権のある他の株主<u>1名</u>を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>第15条（参考書類等のインターネット開示） <u>当社は、株主総会参考書類、計算書類連結計算書類及び事業報告に記載または表すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 第16条（取締役の員数および選任） 当会社の取締役は12名以内とし、株主総会において選任する。</p> <p>取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>取締役の選任決議は累積投票によらない。</p> <p>第17条（取締役の任期） 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし補欠選任された取締役の任期は前任取締役の任期満了の時までとし、増員により選任された取締役の任期は他の現任取締役の任期満了の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第16条（取締役会） 取締役会は取締役全員をもって組織し、当 会社業務の執行を決議する。</p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p>第17条（取締役会の招集） 締役会の招集通知は各取締役および各監査 役に対し会日より2日前迄に発する。</p> <p>第18条（代表取締役および役付取締役） 当社は取締役会決議により、会長1名、 社長1名、副社長、専務取締役、および常 務取締役各若干名を置くことができる。当 会社を代表する取締役は取締役会の決議に より定める。</p> <p>第19条（取締役会規程） 前3条の外取締役会に関する事項につい ては取締役会で定める取締役会規程による。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第20条（監査役の数および選任） 当社の監査役は5名以内とし、株主総会 において選任する。</p> <p style="text-align: center;">監査役の選任決議は、総株主の議決権 の3分の1以上を有する株主が出席し て、その議決権の過半数をもってする。</p> <p>第21条（監査役の任期） 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決 算期に関する定時株主総会の終結の時まで とする。ただし補欠選任された監査役の任 期は前任監査役の任期満了の時までとす る。</u></p>	<p>第18条（取締役会） 取締役会は取締役全員をもって組織し、当 会社業務の執行を決議する。</p> <p style="text-align: center;"><u>取締役が取締役会の決議の目的事項につ いて提案した場合、当該事項の議決に加 わることで取締役全員が書面また は電磁的記録により同意の意思表示を し、監査役が異議を述べないときは、取 締役会の承認決議があったものとみな す。</u></p> <p>第19条（取締役会の招集） 取締役会の招集通知は各取締役および各監 査役に対し会日より2日前迄に発する。</p> <p>第20条（代表取締役および役付取締役） 当社は取締役会決議により、会長1名、 社長1名、副社長、専務取締役、および常 務取締役各若干名を置くことができる。当 会社を代表する取締役は取締役会の決議に より選定する。</p> <p>第21条（取締役会規程） 前3条の外取締役会に関する事項につい ては取締役会で定める取締役会規程による。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第22条（監査役の数および選任） 当社の監査役は5名以内とし、株主総会 において選任する。</p> <p style="text-align: center;"><u>監査役の選任は、株主総会において議 決権を行使することができる株主の議 決権の3分の1以上を有する株主が出 席して、その議決権の過半数をもって 行う。</u></p> <p>第23条（監査役の任期） 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時株 主総会の終結の時までとする。ただし補欠 選任された監査役の任期は前任監査役の任 期満了の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第22条（常勤の監査役） <u>監査役は互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>第23条（監査役会） 監査役会は監査役全員をもって組織する。</p> <p>第24条（監査役_の招集） 監査役会の招集通知は各監査役に対し会日より2日前迄に発する。ただし、緊急を要する場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>第25条（監査役会規程） 前2条の外監査役会に関する事項については監査役会で定める監査役会規程による。</p> <p style="text-align: center;">第6章 執行役員</p> <p>第26条（執行役員） 当社の執行役員は20名以内とし、取締役会の決議において選任する。</p> <p>第27条（執行役員の職務等） 取締役会は執行役員を選任し、取締役会の決定した会社の業務執行を行わせることができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">取締役会および取締役は、執行役員の職務の執行を監督し、必要な指示命令を行い執行役員は、業務執行の状況を取締役に報告しなければならない。</p> <p>第28条（執行役員規程） 執行役員に関する事項は、本定款に別段の定めがある場合のほかは、取締役会の定める執行役員規程によるものとする。</p>	<p>第24条（常勤の監査役） <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第25条（監査役会） 監査役会は監査役全員をもって組織する。</p> <p>第26条（監査役会の招集） 監査役会の招集通知は各監査役に対し会日より2日前迄に発する。ただし、緊急を要する場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>第27条（監査役会規程） 前2条の外監査役会に関する事項については監査役会で定める監査役会規程による。</p> <p style="text-align: center;">第6章 執行役員</p> <p>第28条（執行役員） 当社の執行役員は20名以内とし、取締役会の決議において選任する。</p> <p>第29条（執行役員の職務等） 取締役会は執行役員を選任し、取締役会の決定した会社の業務執行を行わせることができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">取締役会および取締役は、執行役員の職務の執行を監督し、必要な指示命令を行い執行役員は、業務執行の状況を取締役に報告しなければならない。</p> <p>第30条（執行役員規程） 執行役員に関する事項は、本定款に別段の定めがある場合のほかは、取締役会の定める執行役員規程によるものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p><u>第29条 (営業年度)</u> 当会社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p><u>第30条 (利益配当金および中間配当金)</u> <u>利益配当金は毎営業年度末の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者にこれを支払う。</u></p> <p>当会社は取締役会の決議により、毎年9月30日における最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対し、<u>商法第293条ノ5の規定に従い金銭の分配(以下中間配当金という)を行うことができる。</u></p> <p><u>利益配当金および中間配当金は支払開始の日から満3ヵ年を経過しても受領されないときは当会社は支払の義務を免れる。</u></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p><u>第31条(事業年度)</u> 当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p><u>第32条 (剰余金の配当)</u> <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p> <p>前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、<u>中間配当を行うことができる。</u></p> <p><u>期末配当金および中間配当金は支払開始の日から満3ヵ年を経過しても受領されないときは当会社は支払の義務を免れる。</u></p> <p><u>第33条 (自己株式の取得)</u> <u>取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</u></p>

以 上